

## 令和元年度第1回豊田市景観審議会 会議録

開催日時：令和元年9月26日（木） 午後1時30分～午後3時30分

開催場所：市役所 南51会議室（南庁舎5階）

出席委員：瀬口 哲夫          萩原 周          水津 功          ながなわ 久子          杉本 敦子  
                 田口 敏男          森 哲哉          吉田 勝信          金子 邦也          小林 良一  
                 赤坂 正人（代理：菱田 敬二）道浦 真（代理：加島 卓）安藤 定一（代理：石河 宏明）  
                 以上 13名

事務局：栗本都市整備部長 中村都市整備副部長、加藤建築相談課長、中根都市整備課長 他

（開会時間 午後1時30分）

○ 委員委嘱

○ 副市長あいさつ

○ 委員自己紹介

○ 会長・副会長の選出

○ 司会

委員の改選に伴う会長及び副会長の選出を行います。

選出につきましては、豊田市景観規則第12条第2項の規定により、皆様の中から推薦により選出いただければと存じますが、いかがでしょうか。

○ 水津委員

会長に「瀬口委員」、副会長に「萩原委員」が良いのではないかと思います。

瀬口先生は都市計画・地域計画の分野で大変な功績をお持ちの方で、これまでの豊田市の景観行政や都市計画に貢献されてきた方です。萩原委員は、豊田市景観アドバイザーや屋外広告物の講師をされたりなど、豊田市に貢献されている方です。お二人にお任せするのが良いということを御提案申し上げます。

○ 司会

ただいま、会長に瀬口委員、副会長に萩原委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、採決いたします。会長に瀬口委員、副会長に萩原委員を、それぞれ選出することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

ありがとうございます。挙手多数ですので、ご推薦のとおり、会長は瀬口委員、副会長は萩原委員にお願いすることにします。

## 1 会議録署名者の指名

○瀬口会長

次第の1「会議録署名者の指名」をさせていただきます。豊田市景観審議会運営規定第7条第1項により、議長が2名指名する事になっています。特にご意見がなければ、本日は吉田委員とながなわ委員のお二人にお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、吉田委員、ながなわ委員よろしく申し上げます。

## 2 協議

協議事項1 「豊田市屋外広告物条例及び規則の一部改正について（屋外広告物の安全点検の義務化）」

○瀬口会長

それでは、これより協議に入ります。協議案件1「豊田市屋外広告物条例及び規則の一部改正について」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

建築相談課小出と申します。協議事項1「豊田市屋外広告物条例及び規則の一部改正について」（屋外広告物の安全点検の義務化）を説明させていただきます。

本市では、屋外広告物法に基づき、豊田市屋外広告物条例を施行しています。その第1条に目的を示しています。①良好な景観の形成、風致の維持②公衆に対する危害の防止です。今回の屋外広告物の安全点検の義務化については、いずれにも関係してくるものだと認識しておりますが、主に2つ目の公衆に対する危害の防止のための取組であると考えています。屋外広告物は、まちのにぎわいや活気を演出するものとして重要な役割を果たすものである一方、適切な管理が行われないと、倒壊等による直接的な被害、見通し不良や信号機、道路標識の妨害によって間接的危害が発生する可能性があります。屋外広告物による災害を防止する目的で、今回の改正を進めています。

今回の改正の背景について説明をさせていただきます。平成27年の札幌市での看板落下事故以来、屋外広告物の公衆への危険性が社会問題化しています。屋外広告物が原因となった過去の重大事故を紹介させていただきます。

1件目は、札幌市で発生した看板落下事故です。発生は平成27年2月15日、落下した看板は、設置されてから30年以上経過した突き出し広告の一部です。被害者は、女性1名で意識不明の重体です。事故の概要は、ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、当該建物に接する歩道を通行していた歩行者の頭部に当たったというものです。落下した看板は縦30cm、横150cm、奥行30cmの金属製で約1.5mの高さに設置されていました。事故の原因は、看板を外壁に緊結する部分が腐食したことにより強度が低下し、事故当時吹いていた強風の影響により落下した可能性が考えられています。この事故は新聞ほかマスメディアでも大きく取り上げられる事

故となりました。事故当時30メートル近い強風が吹いていたという記事も書かれています。

この事故については、店舗の副店長が業務上過失致傷罪に問われ、罰金40万円の刑が科される結果となりました。事故が発生する前に看板の一部が落下していたこと重視し、事故は予見できたとし、注意喚起をするなど対処をしていれば事故を回避できたという判決が出ています。

2件目です。こちらは昨年の事故でマスメディア等にも取り上げられたため、記憶に残っている方もいると思います。被害者は、女性で、脊髄損傷による両下肢麻痺という大きな被害を受けました。

事故の概要は、湯島聖堂の敷地内に設置していた木製の看板が歩道側に倒れ、歩道を通行していた女性に当たったというものです。倒壊した看板の大きさは、縦2.8m、横3.8mです。

事故の原因について木製の看板が腐食し、強風の影響により倒れた可能性が高いということです。

ここまで2件紹介させていただきました。

札幌の事故以後、今紹介させていただいた事故のほかにも、人身被害が発生する事故が全国で17件発生しています。被害状況を注目してみますと、長崎市の事故では、約2キロの屋上広告物が落下し、頭蓋骨陥没骨折の被害が発生しています。近隣では、愛知県常滑市で事故が発生しています。このように、残念ながら4年間で17件の人身被害が発生している状況です。全体的に見ますと、強風が原因の一つとなっている事故が17件中14件という状況です。強風により、損傷が一気に進んだためと考えますが、強風の事前予測は困難な場合が多いため、日ごろから、適正に管理いただくことが、事故予防につながるのではないかと考えます。

ここまで全国的に屋外広告物による事故が多く発生しているという説明をさせていただきましたが、本市屋外広告物条例・規則ではどのような対策・規制をしているかについて説明します。現在、本市では、屋外広告物条例第21条で管理義務について定めており、屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない、と規定しております。また、屋外広告物規則で、許可更新時に安全点検確認書の添付を求めています。この点検につきましては、資格の有無は規定しておりません。許可を要する屋外広告物については、更新時の点検を義務づけておりますが、その他の広告物については、明確な点検義務がないのが現状です。

そのような状況の中で、国土交通省は、札幌市の事故を受け、屋外広告物条例ガイドラインの改正を行い、屋外広告物の安全点検の義務化を追加いたしました。この屋外広告物条例ガイドラインは、地方自治体が屋外広告物条例を制定・改正する際の参考資料として位置づけられているものです。さらに平成29年7月には、屋外広告物の安全対策を推進する際の参考資料となる「屋外広告物の安全点検に関する指針」が作成されました。この指針は、具体的な点検箇所などが解説されたものです。本市では、現在不十分と考えられる、点検を義務付けていない許可が不要な広告物への対応や、大規模な広告物への安全対策の強化について、対応が必要だと考えています。また、平成10年に豊田市屋外広告物条例が施行され20年以上が経過しており、施行当時から設置されている広告物もあり、市内の広告物について、老朽化が目立つものも増えてくるのではないかと危惧しています。

ここまで説明させていただきました背景等を受けまして、本市もこれから説明をさせていただく屋外広告物

の点検の義務化を条例・規則に位置付けていきたいと考えています。改正内容は大きく3点ございます。

1つ目といたしまして、安全点検の義務化、屋外広告物の表示者・設置者・管理者に、その本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、原則、全ての広告物に安全点検を義務付ける、というものです。

改正内容の2つ目としまして、一定規模を超える広告物について、有資格者による点検義務化です。具体的には、高さ4mを超える広告物については、屋外広告士又はこれと同等以上の知識を有する者による点検を義務付ける、というものです。高さ4mを超える広告物について説明します。広告板など独立しているものについては、脚部を含めた部分、壁面広告等については、広告部分が高さ4mを超える広告物と想定しています。高さ4m以下のものについては、点検者の資格を問わず点検を義務化することを考えています。4mを超えるものについて、屋外広告士・1級建築士・2級建築士・特定建築物調査員・屋外広告物点検技能講習会修了者のいずれかによる安全点検を義務化する改正を行います。

改正内容の3つ目、点検箇所及び点検項目の明示です。安全点検確認書の点検項目を6項目から劣化等が起こりやすい箇所を踏まえ、箇所別に6箇所合計17項目に細分化し、点検の実行力を高める改正を行います。現在の点検項目を「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」に基づき、点検箇所別の点検項目へ細分化し、点検自体の実行力を高めていきます。

次に、代表的な点検箇所について、説明させていただきます基礎部、上部構造について、上部構造全体の傾き、基礎部の異常、クラックや錆などを点検項目としています。特に基礎部の異常は見過ごされることが多いと感じていますので重要な箇所だと考えています。支持部について、鉄骨の接合部の腐食や変形、ボルト・ナット等のゆるみや欠落などを点検項目としています。取付部とともに、最も負荷がかかりやすい箇所であると考えます。取付部について、建築物に取り付けている部分の点検項目となります。アンカーボルト等の腐食、溶接部のコーキング部の劣化、取付部分の建築物の異常等も点検項目としています。ここまで挙げたように、劣化が起こりやすい箇所を踏まえ、点検箇所及びその点検項目を明示することで、点検自体の実行力を強化していきます。

今回予定している改正で見込んでいる効果と影響についてです。効果として、設置者等に対する適切な維持管理の徹底とともに、管理への責務の再認識と安全意識の向上が期待できること、重大な事故の発生リスクを減らし、公衆に対する危害を未然に防ぐこと、この2つの効果を期待しています。影響としては、有資格者による点検の義務付けに伴う、点検費用の負担発生が想定されます。こちらに関しては、制度周知のため3年の期間を設ける予定をしています。

今回の改正について、事前にパブリックコメントを実施しています。8月に実施いたしました。結果は、1件の意見をいただきましたが、今回の改正に直接的にかかわる内容ではありませんでした。屋外広告物に対する貴重な意見として活用してまいりたいと考えています。

最後に今後の予定を説明させていただきます。今年度3月議会にて条例改正を予定しています。令和2年4月から、施行を予定しています。有資格者による点検は、3年間の周知期間ののち、令和5年4月から施行していく予定です。以上で説明を終わります。ご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○瀬口会長

御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小林委員

屋外広告物の骨組みやボルトを腐食しにくいステンレス製のものにすれば、落下事故を防ぐことができると考える。許可申請の受付時に骨組み等をステンレス製にさせることはできないか。

⇒事務局

今回の条例改正は既存の屋外広告物も含めて点検を強化するというところに一定の効果があると考えている。新規の許可申請時にそこまでの規定ができるかどうかは、屋外広告物法や屋外広告物条例だけの規制では恐らく難しく、他法令の改正等が必要だと考える。ステンレス製のものに限定することは、検討はしていくべきだとは思うが、費用面等の問題を考えると、現時点ではステンレス製に限定することは考えていない。

○小林委員

東京や札幌のようなビル側に寄って歩かなければならないような場所だと、看板が落下すれば致命傷になる。人の命にかかることなので、新規のものは費用がかかっても長い年月がかかっても、そのような方向性を豊田市としてやってほしい。

⇒事務局

本市だけでやるのは、なかなか難しいと思う。他自治体や国に検討はできないものかということの働きかけはさせていただきたいと思う。

○瀬口会長

資格のある人にしっかりと点検をしてもらい、広告物を持っている設置者にも管理の義務意識を向上してもらうことには問題ないと思う。看板を減らすことやステンレス製の素材でもっと強くすること、屋上の看板をやめて低い位置にすることなどいろいろことが考えられる。全体的にそのような方向に向かえたらよいと思う。

○萩原委員

義務化されるのは、大変結構なことで待たれていたことだと思う。一方で義務化が進んだ時に、点検がされているかのチェックがされるのか、また、守られてない場合の市の動きはどのようなものか。

⇒事務局

条例の施行前や施行後に商工会議所等の業界団体を通じて啓発を行ったり、違反広告物の除却に関する委託を通して、危険な状態の屋外広告物があれば、条例の規定にある立入検査を行い、点検の記録を求めていく。また、県内全域が点検義務化されるため、周辺自治体と協力して愛知県全体で何か啓発活動等が実施できたらと考えている。

○水津委員

紹介された事例の事故はすべてが4 m以上のものではないため、4 m以上であろうが以下であろうが危険と

認識でよいか？

⇒事務局

安全点検自体は、全ての屋外広告物に義務づける。有資格者による点検は、高さ4m以上の広告物が対象だが、札幌市の事故のような突出広告は、素人ではなかなか点検ができないと思われるので、専門家による安全点検を実施していただくように啓発を進めていく。

○水津委員

点検確認書は誰に責任があるのかを明確にする資料の一つになると思う。資格を持ってない人にとっても安全点検をしたか、しなかったかが強い意味を持つようになる。ただ、今回の改正により点検箇所が多くなるため、親切なマニュアルやチェックリストが無いと実際の点検は難しいのではないか。

⇒事務局

国土交通省が発行している「オーナーのためのガイドブック」を頒布して許可更新時や広告物をつける際に啓発をしていきたい。また、愛知県広告美術協同組合による点検の講習会の実施を考えており、一般向けに啓発や対策を進めていきたい。

○水津委員

点検項目にある「広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり」について、穴がつまっている状態は将来腐食することが予見できるため、チェック対象であると考えてよいか。

⇒事務局

そのとおりである。

○菱田委員代理

点検頻度の目安があるかどうか。

⇒事務局

許可案件のものは3年に1回行う許可更新時に点検することを想定している。ただし、自主的な点検に関しては年に1回実施していただくようお願いをする啓発をしたいと思っている。

○菱田委員代理

台風の到来前に啓発等を実施すると良いと思う。

○杉本委員

ビルのような集合施設のテナントの場合、広告物の撤去・修繕費用は、誰の負担になるのか。また、補助金制度はあるのか。

⇒事務局

補助制度は、いまのところないため、設置者・管理者側での負担となる。誰が負担するかはさまざまな契約があるため、いずれかの方で負担していただくものと考えている。

○杉本委員

例えば一戸建てや個人商店に指摘が入った場合は、個人の責任で対処するという事か？

⇒事務局

そのとおりである。

○瀬口会長

いろんな意見をいただいたため、実施にあたってはいろいろと検討する必要がある。今回協議している事項以外にも広く考えなければいけないことがあるという意見をいただいたと思う。

## 協議事項2 「中心市街地景観計画（案）の検討状況について」

○瀬口会長

それでは、協議事項2に移ります。

協議事項2「中心市街地景観計画（案）の検討状況について」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

都市整備課初田です。私から協議事項2「中心市街地景観計画（案）の検討状況について」を説明させていただきます。

この計画は、平成20年3月に策定されました豊田市景観計画において景観重点地区の候補地区のひとつになっている中心市街地地区の景観計画の作成を進めているものであります。中心市街地はたくさんの人が訪れる豊田の顔であり、積極的な景観形成の取組が市全域や他地区に対しておおきなインパクトや波及効果が得られるところです。中心市街地では、都心環境計画が進められており、名鉄豊田市駅を中心に公共空間の再整備や活用の取組が地域住民とともに動き出しています。これを好機と捉え、市民ワークショップを行い、さまざまな人とより良いまちづくりについて再確認、再検討しながら、景観による計画まちづくりを進めていきたいと思っています。中心市街地の区域としては、「豊田市中心市街地活性化基本計画」や「都心環境計画」と同様の豊田市駅を中心とした1kmほどの範囲の中にある196haの区域を設定しています。

全体スケジュールとして、2018年度から策定作業に着手していき、現地調査、資料収集、ヒヤリング等を行い、2019年度は市民ワークショップや各自治区との意見交換会を行い、年度末には計画案策定していく予定です。2020年度にパブリックコメントや各自治区への周知、景観審議会の諮問を経て計画を決定・策定し、2021年度の施行を目指して3箇年の策定作業を進めていきたいと考えています。

次に検討体制の説明です。都市整備課が事務局で、委託している都市環境研究所とともに計画案を策定しています。検討の過程において重要視しているのが、市民ワークショップです。中心市街地に関わるさまざまな方との意見交換・方向性の確認をベースとし、計画を策定する中でワークショップに諮りながら意見反映をしながら修正したものを提案することを繰り返しながら、計画案の作成を進めております。その中で、豊田市中心市街地景観計画検討アドバイザー会議の専門家に市民ワークショップに入ってもらいながら、ワークショップの助言や進め方の助言、コーディネート、計画策定案の助言をしていただいている状況です。

次に市民との合意形成の説明です。さまざまなところで意見を拾っていくために、意見集約の方法として市

民ワークショップをベースに市民勉強会、自治区意見交換会、街頭インタビューなどを実施してヒヤリングをしています。計画策定の周知も含めて丁寧に数多く時間をかけて進めていくやり方で進めています。

市民ワークショップを実施するにあたって、「自分たちのまちをより良くしていくまちづくり」や「愛着を持って住みたいまち」をテーマに設定し、意見交換をし、それを実現させる一つの手法として景観に取り組んでいくやり方をしています。まちづくりに関しては、都心部を含めて環境や交通、緑などいろんな見解がありますが、いろいろな意見を出してもらい、景観でやれることを中心市街地景観計画としてまとめていこうと考えています。

都心環境計画は平成28年3月に策定・公表し、人の活動や動きを中心にしたにぎわいのある都心を目指して、豊田市駅の東西軸を中心とした公共的空間の「つかう」と「つくる」の両論で各種の取組を進めています。景観計画は検討段階で、ワークショップやヒヤリング等を通じて多くの市民との意見交換を実施し、中心市街地におけるまちづくりの目指すべき方向性や統一的な空間デザインについて共有してきました。共有してきたまちづくりの方向性や空間デザインを公共空間からまち全体に反映・拡大させていくために景観計画を活用していきたいという狙いもあります。このようなことを踏まえて、景観ワークショップの状況について説明します。

第1回中心市街地景観ワークショップの中では、まちの良いところ・自慢したいところ・改善したいところをキーワード形式でだしてもらいました。良いところや自慢したいところでは挙母神社、豊田市美術館、豊田スタジアム、桜城址公園、挙母祭り、山車蔵などの人が集まる拠点やランドマークとなる建物が挙げられました。もっと活用したいところとして、水辺、緑陰歩道などの自然的な要素のもの、駐車場、空地、空き店舗などの空地の活用が挙げられました。

今後改善したいところとしては広告物、回遊ルート、歩行空間、交通環境などが挙げられ、まちなかを移動したくなるような空間づくりがキーワードとして挙げられました。

こういったテーマをもとに、第2、3回中心市街地景観ワークショップでは、眺望、歴史、自然カテゴリー別に分類して生かしたい要素やもっと良くなる要素について意見交換を重ね、よりよいまちづくりを進めていくための役割について整理をしています。大きく自然地形眺望のもの、歴史、人の集まる場所の3つがあり、テーマ設定・目標設定をしてワークショップに取り組んでいます。

基本的には市民ワークショップなどであげられた市民の意見を吸い上げて景観計画を作っていきたいと考えています。現在、景観計画素案の中で基本編、方針・基準編までを整理をしているので、説明します。

第2章景観形成の基本目標は「挙母の歴史と未来、自然と街の風景をつなぎ、新旧の世代で共有し育む」をコンセプトとして設定しております。

衣の歴史と未来についてです。都市的なデザインである駅前通りや再開発のビル間の道路は都市的なデザインで統一されます。その一本裏通りでは、下町を感じさせる通りが残っています。さらに裏には路地が続いており、そのような空間を歩行者目線でつないでいくということがあります。

自然と街の風景をつなぐについてです。ペDESTリアンデッキ東口西口や西側の枝下緑道、美術館方面の建物の背景の河川や緑が映えるような都市的な建物を守っていききたい。



新旧の世代で共有し育むについてです。挙母祭りや都心環境計画における公共空間を活用した人の動きが見える光景を増やし、さまざまな人の活動が映える景観を作っていきたいというテーマを設定しています。

テーマの設定については、視点場からの眺望、水辺や緑の身近さ、歴史的資源の保全・継承、歩きやすい公共空間や拠点づくり、まちの中の照明やサインなどの景観的要素の整備をしていきたいと考えています。こうしたものを実現させるために、良好な景観形成の方針・基準について、重要な眺望点を豊田市駅東口・西口デッキ、豊田市美術館前、枝下用水に設定しました。また、中心市街地196haを6つのエリアに分け、それぞれの景観形成基準を示していくことを考えています。さらに路線をつなぐようなネットワーク的路線を4つ特定路線として設定しています。このような取り組みの中で、都市的なデザインの表部分、下町の裏部分をしなやかにつなぐ部分や人の動きや活動が映える景観を意識していくことを豊田の中心市街地らしい景観としての特徴として位置づけていきたいと思っています。

方針の詳細は素案を御確認いただきたいと思います。策定過程であるため、今後見やすくわかりやすい構成にしていきたいと思っています。今回は経過報告であるため、必要に応じて修正・追記していきたいと考えています。地域住民やワークショップに重きを置き、意見の積み上げ方式で作っていくため、大きな方向性の変更があれば、諮りながら確認しながら変更することを踏まえてやっていきたいと思っています。御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○瀬口会長

ご意見ありましたら、お願いいたします。

#### ○金子委員

自転車での走行する方向けに道路に塗られた青い矢印や「大型車と並走するときは注意して下さい」という交通標識のようなものが2m間隔にある。挙母まつりの際に屋台が並び、和やかな気持ちの風景になる一方、道路に青い矢印や交通標識がある風景を想像すると、景観の美観と交通安全の機能がバッティングするところがあると思う。自転車での走行量は少ないと感じているため、自転車の走行量の統計をとり、警察等と協議した上で設置するなど総合的に景観を考えた方がよい。

また、看板の文字数は通常交通標識より多く、車や自転車で走行する方が走行中に理解できるのか、という点も確認した方がよい。

#### ⇒事務局

自転車の通行レーンに関しては交通安全の中で市・警察と一緒に進めている。表示方法に関して意見があったことは行政の中で共有していく。

#### ○石川委員代理

死亡事故が起これば警察と市が連携して注意喚起の看板を次の日に設置するということはある。こうした看板が景観と結びつけて考えたことがなかったため、事故防止のための必要性について検討して生かしていきたい。

○金子委員

交通事故防止のための効果がある標識に関しては賛成である。自転車の走行量の調査と看板の内容が認識できるものかどうかについて検討願いたい。

○石川委員代理

都市景観の実現のために、広告物のデザインや町並みは秩序をもたらすものでないといけないと考えるが、現条例の中でデザイン的なものや意匠的なものがまちなみの秩序にそぐわないものがあつた場合、条例で規制したり、許可しないことができるかどうか。

⇒事務局

景観に関しては豊田市景観計画があり、市内全域に景観形成基準を設けている。一定規模以上の建築物や工作物は届出の対象のものになっており、届出対象のものは壁面の色を基準内にいただいている。屋外広告物は屋外広告物に使用する色は彩度や明度に基準を設けているが、広告内容（表示内容や業種）の規制はできない。

○石川委員代理

V I T S豊田の南側にキャバクラの看板があり、警察に問い合わせがある。以前建築相談課にも連絡したが、意匠のことを規制することは難しいとの回答であつた。また、『屋外広告物条例のあらまし』に共通基準があるが、条例上の規定ではなく内規であるため、基準違反であることをもとに規制はできないという回答であつた。現状の共通基準は実際には役に立たないという気持ちになり、今の条例のまま景観を実現していくことができるのか、疑問である。

⇒事務局

原則として黒色及び高彩度色をしないこととしているため、コーポレートカラーなどで色の変更が難しい場合もあるが、申請者には基準以内に変更（文字地色の反転も含め）できないかお願いをしている。事前相談時・許可審査時には、基準を超える色を使用しないことを求めている。

○石川委員代理

デザインのことは一律に基準を設けることが難しいことは理解する。警察としても良い環境を作っていきたいため、景観にそぐわない場合は指導をお願いできればと思う。

○瀬口会長

共通基準に今まで入っていない事柄は表現の自由かもしれないが、人物などのデザインが景観にふさわしくないものは、景観審議会で議論をしたり、チェックできる体制を作る必要があると思う。他地区でできている規制を豊田市でできないか、前向きに検討する必要があるのではないかとと思う。

○小林委員

駅の前の通りを駅裏側までとおれるようにして欲しい。また、スタジアムの東側にあるひまわりが植えられている場所に電気自動車だけの駐車場を作って欲しい。そして、現在の計画案は合格点のものである。さらに

東京の下町のような泥臭いものを入れて欲しい。

⇒事務局職員

駅東西に車が通ることができるようにというご意見について、都心環境計画の主なハード面で掲げているが、人が公共空間で行き来しやすいような、歩きやすいような空間を作るために、駅周辺にはフリーパーキングがあり、車で来ることができる手段を確保しつつ、再開発のビルや商業施設の公空間を作って車や人の動きが見える空間を作っている状況である。

スタジアム周辺については、別途いろいろな計画が進んでいるため、そこからの交通手段に関して今後計画していく。

町の中にも昔ながらの路地、水路が残っており、歩きやすくしたり、情緒がでるようにサインや歩道を整備することなどを含めて考えていきたい。

○田口委員

足助には毎年11月に49万人訪れるが、中心市街地に人を案内しようとしても、アクセスがない。景観を考えることも必要だが、交通政策なども視野に入れて中心市街地に人が集まる方法も考えなければならないと思う。

⇒事務局

足助や稲武等と中心市街地との往来に関して交通手段を確保しなければならないため、まちづくり部門と交通政策部門が連携をしていきたいと思う。また、都心環境計画自体も目標を持っているいろいろな施策があり、交通に関するものも施策として取り組んでいるため、交通部門と一緒に進めているため、意識して進めていきたいと思う。

○ながなわ委員

景観は変化とバランスで保たれていると思う。あまり規制を厳しくしすぎてはいけないと考えるが、景観アドバイザー相談会時などでは、色彩の基準内の中に入っている個々の案件によっては組合せが調和しない案件があった。基準を満たしていれば規制ができない仕組みではなく、個々の案件により修正していただけるような景観形成基準があると良いと思う。

また、壁面看板は外壁の色と同じような役割があると思うが、壁面の基準と屋外広告物の基準が異なるため、同基準に扱われないことに関してじっくりこないと感じている。

○瀬口会長

景観アドバイザーは共通基準に上乘せしてアドバイスしている。そのアドバイスの蓄積を共通基準のひとつにすることも良いのではないかと。そうならば、申請者側が共通基準として事前に認識し、アドバイスを受け入れやすくなると思う。

○森委員

看板がなくても商業施設として良い雰囲気が出ているケースはあり、このようなことも市民向けに広げていくことも良いのではないかと。と思う。

○瀬口会長

東京の大人の隠れ家的なところは、大々的な看板がなくても人が集まるため、看板の使い分けが必要であると思う。足助では品物の置き方が町並みの雰囲気を作っている。建築物は保存されているが、店の雰囲気も景観を形成している。中心市街地についても大勢の人が集まるようにするために、建築だけでなく、お店の照明や品物の置き方などもルールづくりをしていくと景観が良くなると思う。ここでは建築や公共空間といった大まかなハード面の話がメインだが、生活や商売をしている中での景観の作り方があるのではないかと思う。

○吉田委員

現在は写真さえあればインクジェットの技術により簡単にできるため、今後は広告の面積を絞り込んでいくことも手ではないか。また、色彩に関して、例えばコンビニの色のコーポレートカラーを変更したなどの事例はあるが、コーポレートカラーは面積が大きくなければ問題はないのではないかと考える。

○加島委員

自転車走行レーン等は計画に基づいて路線を抽出されていると認識している。実際にどのように使っているか、実際の交通との折り合いはどうか、という点は確認されるものと思っている。

○金子委員

どのくらいの通行量であるか、実際に効果としてどのくらい事故が減ったのかを確認できればと思う。

⇒事務局

自転車走行レーンは都心部と周辺幹線道路沿いにある。自動車や自転車での走行する方に対しての啓発の仕方も含めて今後考えていかなければならない。また、事故が減ったかどうか、自転車が車道を走るようになったかなどは別の会議体で効果検証すると聞いているため、情報を入手していきたい。

### 3 閉会のあいさつ

(閉会 午後3時30分)

会議録署名者 会 長 \_\_\_\_\_ 印

委員 1 \_\_\_\_\_ 印

委員 2 \_\_\_\_\_ 印